



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *20 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察査察室)
- *21 和歌山県統計調査条例施行規則 (調査統計課)
- *22 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)
- *23 和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (")
- *24 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (")

○ 人事委員会規則

- *12 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- *13 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *14 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- *15 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- *16 職員の特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *17 警察職員の特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *18 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- *19 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- *20 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
- *21 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- *22 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○ 教育委員会規則

- *8 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

○ 告示

- *423 和歌山県統計調査条例施行規則の施行による告示の廃止 (調査統計課)
- *424 平成12年和歌山県告示第305号(家畜伝染病予防法の施行に関する事務手数料)の一部改正 (畜産課)
- *425 平成12年和歌山県告示第306号(家畜人工授精等手数料)の一部改正 (")

○ 人事委員会告示

- *3 人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程

- *4 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

○ 訓令

- *19 税務課に関する職員のうち特定の業務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (税務課)
- *20 和歌山県統計事務取扱規程を廃止する訓令 (調査統計課)
- *21 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 (情報政策課)

規 則

和歌山県規則第20号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則(平成19年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第6号を次のように改める。

(6) 利害関係者から書面による出席依頼を受け職務として出席し、又は多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

第6条第2項に次の1号を加える。

(8) 自己の費用を負担し、かつ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、利害関係者と共にゴルフをすること。

第10条の見出しを「(利害関係者と共に飲食又はゴルフをする場合の届出)」に改める。

第10条第1項第1号を次のように改める。

(1) 利害関係者から書面による出席依頼を受け職務として出席し、又は多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者と共に飲食をするとき。第10条に次の1項を加える。

2 職員は、自己のゴルフに要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共にゴルフをする場合において、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、届出書(別記第3号様式)により、倫理監督責任者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後におい

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山県統計調査条例施行規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県統計調査条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県統計調査条例(平成21年和歌山県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県基幹統計調査)

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 和歌山県人口調査
- (2) 和歌山県県民経済計算推計調査
- (3) 和歌山県商品流通調査
- (4) 和歌山県民健康・栄養調査
- (5) 労働条件等実態調査

(公示の内容)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 目的
 - (2) 範囲
 - (3) 調査事項
 - (4) 期日
 - (5) 方法
 - (6) 報告義務者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事(平成19年法律第53号)が特に必要と認めた事項
- (身分証明書)

第4条 条例第6条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(調査票情報の提供)

第5条 条例第10条第1号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 統計法(平成19年法律53号)第2条第2項に規定する独立行政法人等
- (2) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条に規定する地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めた者

2 条例第10条第2号に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 知事が実施する研究活動に共同研究者として参画している学識者が、当該研究活動として行う統計の作成等

(2) 学識者が知事との委託契約に基づいて行う研究活動の一環として行う統計の作成等

(3) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めた統計の作成等

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(和歌山県県民所得推計調査の申告義務に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 和歌山県県民所得推計調査の申告義務に関する規則(昭和41年和歌山県規則第76号)
- (2) 和歌山県物資流通調査の申告義務に関する規則(昭和54年和歌山県規則第12号)
- (3) 和歌山県患者調査の申告義務に関する規則(昭和58年和歌山県規則第36号)

別記様式 (第 4 条関係)

(表面)

第	号	立入検査証				7.0センチメートル
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写真</p> <p>縦 5.0 cm 横 4.0 cm</p> </div>		県基幹統計調査の名称 氏名 生年月日 年 月 日				
		上記の者は、和歌山県統計調査条例第 6 条第 1 項の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明します。				
		有効期限 年 月 日				
年 月 日		和歌山県知事 印				
9.5センチメートル						

(裏面)

和歌山県統計調査条例 (平成21年和歌山県条例第22号) (抄)

第 6 条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるときには、必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 (2) 第 6 条第 1 項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

和歌山県規則第22号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則（平成17年和歌山県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の表知的障害児・盲ろうあ児施設の項入所定員の欄を次のように改める。

知的障害児	50人
盲ろうあ児	5人

附 則

和歌山県立中紀福祉センター南紀あけぼの園	45人
和歌山県立古座あさかぜ園	60人

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例施行規則の廃止）
- 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例施行規則（平成17年和歌山県規則第92号）は、廃止する。

和歌山県規則第24号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1建築物の部2の項中「及び助産所」を「、助産所及び柔道整復師が業務を行う施術所」に改め、同部25の項（4）中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項」を「第2条」に改める。

別表第2の第1の表4の項（1）のA中「床面積は、1.83平方メートル」を「間口は、内法を140センチメートル」に改め、同項（2）中「1,000平方メートル以上、」及び「用途面積が1,000平方メートル以上の」を削り、同項（2）のAを次のように改める。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第23号

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則（平成20年和歌山県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表和歌山県立中紀福祉センター由良あかつき園の項中「150人」を「140人」に改め、同表和歌山県立中紀福祉センター由良みのり園の項中「50人」を「35人」に改め、同表に次のように加える。

ア かごの間口は内法85センチメートル以上とし、かごの奥行き内法は135センチメートル以上とすること。
別表第2の第1の表4の項（2）に次のように加える。

エ かご内には、車いす使用者が乗降時の安全を確認するための鏡を設けること。

別表第2の第1の表4の項に次のように加える。

- 直接地上へ通ずる出入口がない階を有し、避難階に常時勤務する者のいない公共的施設で用途面積が2,000平方メートル未満のもの（共同住宅を除く。）にエレベーターを設けない場合には、次に定める基準に適合する人的対応を行うための受付、インターホン等を設けることその他適当な措置を講ずること。ただし、直接地上に通ずる出入口を有する階に他の階で提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。

ア 7の項（3）及び（4）に定める構造の敷地内の通路から利用できること。

イ インターホン等を設ける場合においては、車いす使用者が容易に使用できる構造であること。

別表第2の第1の表5の項（4）中「床置き式小便器」を「床置き式又はこれに類する型式の小便器」に、「当該床置き式小便器」を「当該床置き式等小便器」に改め、同項（5）を次のように改める。

- 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で

用途面積が1,000平方メートル以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が1,000平方メートル以上のものに便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、通常乳幼児を連れて利用されることのない施設については、この限りでない。

- ア 乳幼児いす及び乳幼児ベッドが設けられていること。
- イ 便所の出入口の付近には、その旨を見やすい方法で表示すること。

別表第2の第1の表5の項(6)中「10,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に改め、「便所を設ける場合」の次に「又は50平方メートル以上の公衆用便所を新築等する場合」を加え、「設備を備えた便所」を「設備を備えた便

房」に改め、同表6の項(2)のアを次のように改める。

- ア 車いす使用者用駐車区画は、当該車いす使用者用駐車区画へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車区画に至る経路((3) に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1) から(3) までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。ただし、屋根又はひさしを設けるためにやむを得ず当該距離が長くなる場合は、この限りでない。

別表第2の第1の表6の項(2)のウの(ア)中「障害者のための」を「駐車区画の車体用スペース床面に青色の塗装を行うとともに、障害者のための」に、「車いす使用者用駐車区画の床面に塗装表示する」を「白色で標示する」に改め、同表13の項を次のように改める。

13 授乳及びおむつの交換を行うことができる場所(以下「授乳場所」という。)	病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が5,000平方メートル以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が5,000平方メートル以上のものには、次に定める基準に適合する授乳場所を1以上設けること。ただし、通常乳幼児を連れて利用されることのない施設については、この限りでない。 ア 授乳を行うためのいす、乳幼児ベッド及び汚物入れが設けられていること。 イ 洗面器又は流し台が設けられていること。 ウ 授乳室は、壁又は固定式のついたて等により外部から見通しのできないものとする。 エ 授乳場所の出入口付近には、その旨を表示すること。
--	---

別表第3小規模施設に関する緩和基準の表に次のように加える。

別表第2の第1の表14の項に規定する整備基準	常時勤務する者が障害者、高齢者等の利用の補助を円滑に行える場合は、別表第2の第1の表14の項に規定する整備基準によらないことができる。
------------------------	---

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第12号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定中「子ども・障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

附 則

動物愛護センター	野犬等の捕獲、診断、殺処分又は死体焼却作業に従事することを常例とする狂犬病予防員	1
----------	--	---

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第11条第5項第5号中「、女性相談所又は子ども・障害者相談センター」を「又は子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

別表第1都市政策課の項中「都市政策課」を「建築住宅課」に改め、同表動物愛護センターの項を次のように改める。

別表第1子ども・障害者相談センターの項中「子ども・障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規定する短時間勤務職員」の次に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員」を加える。

別表第1を次のように改める。

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

別表第 1 (第2条関係)

支給区分 組織	部長 又は 部長 相当 職		次 長 又 は 次 長 相 当 職		課 長 又 は 課 長 相 当 職			課 長 補 佐 又 は 課 長 補 佐 相 当 職	
	1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	6 種	7 種
知事 本 庁	理 事 危機管理監 知事室長 部 長 会計管理者	監察査察監 参 事 技 監	知事室次長 局 長 室 長 国体推進監 政策統括監 生活安全監 食品安全監 労働政策監 参事（本庁の局長と同等の職務を行う者に限る。）	参 事	課 長 室 長 企 画 員 （総務学事課に置き、本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。）	旅券事務長 企 画 員	室 長 副 課 長 副 室 長 総括審議員 総括監察査察員 主 幹 企 画 員 国体推進員 植樹祭推進員 分 室 長 総括検査員	室 長 副 課 長 副 室 長 分 室 長 総括課長補佐（総務学事課に置き、本庁の副課長と同等の職務を行う者に限る。）	
地方 機 関	共 通						企 画 員 総括専門員 総括研究員 主 幹 教 授		
	振 興 局	局 長	局 長	参 事		部 長 副 参 事 支 所 長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長	副 部 長 支 所 次 長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長		

						紀の川流域 下水道事務 所長 京奈和高速 事務所長 国道橋本建 設事務所長 近畿自動車 道紀南高速 事務所長	京奈和高速 事務所次長 近畿自動車 道紀南高速 事務所次長 切目川ダム 建設事務所 長		
東京事務所			所 長			次 長			
県税事務所				所 長		企 画 員	次 長		
消 防 学 校						校 長	教 頭		
防災航空セ ンター						所 長			
文 書 館				館 長		次 長			
世界遺産セ ンター							事 務 長		
ふるさと定 住センター						所 長			
環境衛生研 究センター				所 長		企 画 員	次 部 長		
鳥獣保護セ ンター						所 長			
消費生活セ ンター						所 長			
男女共生社 会推進セン ター				所 長		企 画 員	次 長		
動物愛護セ ンター						所 長			
子ども・女 性・障害者 相談センタ ー				所 長		企 画 員	次 長		
紀南児童相 談所						所 長	分 室 長		
仙 溪 学 園						園 長	次 長		
精神保健福 祉センター							所 長		
保 健 所						所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長		
高等看護学			学 院 長			副 学 院 長	教 務 主 幹		

	院					事務長			
	なぎ看護学校					学校長	副学校長		
	こころの医療センター		院長	事務局長			副院長 事務局次長 診療部長 看護部長		
	難病・子ども保健相談支援センター					所長			
	公営競技事務所					所長	次長		
	産業技術専門学院			学院長		学院長	副学院長		
	工業技術センター			所長		企画員	副所長 部長	部長	
	農林水産総合技術センター			所長		所長 場長 企画員	次長 副場長 部長		
	農業大学校					校長	副校長		
	農作物病害虫防除所						所長		
	家畜保健衛生所					所長			
	就農支援センター					所長			
	南紀白浜空港管理事務所					所長	次長		
	和歌山下津港湾事務所					所長	次長		
県	議 会		事務局長	事務局次長		課 長	副 課 長 総括調査員	副 課 長	
教育委員会	本 庁		局 長	参 事	課 長	教育企画員 教育企画員 室 長	室 長 副 課 長 副 室 長 主 幹 教育企画員	副 課 長 副 室 長	

								総括人事主 事 専 門 員		
地方 機 関	教育センタ ー学びの丘				所 長			副 所 長 主 幹		
	図 書 館						副 館 長	紀南図書館 長 総 括 司 書 センタ一長 主 幹		
	近代美術館				副 館 長			主 幹		
	博 物 館				副 館 長			副 館 長 主 幹		
	紀伊風土記 の丘				副 館 長					
	自然博物館						副 館 長	主 幹 専 門 員		
	県立学校							事 務 長		事 務 長
警 察	本 部			参 事 官		課 長 科学捜査研 究所長 監 察 官	室 長 照会センタ 一長 交通管制セ ンタ一長 運転免許試 験場長	次 席 副 所 長		
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁					事 務 局 長		事 務 局 次 長		
	地 方 機 関	分 局					分 局 長			
	監 査 委 員			事 務 局 長		課 長		副 課 長 総 括 調 査 員		
	人 事 委 員 会			事 務 局 長		課 長			副 課 長	
	労 働 委 員 会			事 務 局 長		課 長			副 課 長	
	海 区 漁 業 調 整 委 員 会								事 務 局 長	

別表第2アの表7級の部6種の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員				2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
1 年 未 満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 50,000
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
3年以上4年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	48,200
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	46,400
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	44,600
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	42,800
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	41,000
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	39,200
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	37,400
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	35,600
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	34,200
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	32,800
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	246,500	31,400
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	243,900	30,000
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	241,300	28,600
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	238,700	27,200
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	236,100	25,800
21年以上22年未満	377,000	335,600	282,200	230,500	25,200
22年以上23年未満	364,800	325,500	274,700	225,200	24,600
23年以上24年未満	353,000	315,800	267,700	219,600	23,700
24年以上25年未満	341,100	305,800	260,300	214,300	23,100

25年以上26年未満	329,100	295,900	253,100	208,900	22,500
26年以上27年未満	314,000	282,200	242,000	201,100	21,900
27年以上28年未満	299,200	268,800	231,400	193,200	21,300
28年以上29年未満	284,300	255,400	220,600	185,400	20,600
29年以上30年未満	269,100	241,700	209,500	177,600	20,300
30年以上31年未満	251,800	226,800	198,000	169,100	19,900
31年以上32年未満	234,400	211,800	186,200	160,700	19,300
32年以上33年未満	217,300	197,100	174,800	152,000	18,500
33年以上34年未満	186,800	172,300	155,300	139,400	17,600
34年以上35年未満	159,000	149,500	137,500	127,500	16,900

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

別表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員				2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
	円	円	円	円	円
1 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
1 年 以 上 2 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
2 年 以 上 3 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
3 年 以 上 4 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
4 年 以 上 5 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
5 年 以 上 6 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	50,000
6 年 以 上 7 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	48,200
7 年 以 上 8 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	46,400
8 年 以 上 9 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	44,600
9 年 以 上 10 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	42,800
10 年 以 上 11 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	41,000
11 年 以 上 12 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	39,200
12 年 以 上 13 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	37,400

13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	35,600
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	34,200
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	249,100	32,800
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	246,500	31,400
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	243,900	30,000
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	241,300	28,600
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	238,700	27,200
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	236,100	25,800
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	224,100	25,200
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	212,300	24,600
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	200,300	23,700
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	188,600	23,100
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	176,800	22,500
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	162,500	21,900
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	148,200	21,300
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	134,000	20,600
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	119,700	20,300
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	104,800	19,900
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	90,000	19,300
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	74,900	18,500
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	55,800	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	16,900

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）」を「職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）」に、「第25条及び第29条」を「第16条の2及び第30条」に改める。

第2条中「第25条第1項」を「第16条の2第1項」に、「指定する」を「定める」に改める。

第5条を次のように改める。

（特地勤務手当の支給）

第5条 特地勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

別表有田郡の項中

有田振興局建設部清水駐在所	有 有 有
二川ダム管理事務所	
有田中央高等学校清水分校	

田川町清水297の3
田川町二川510の9
田川町清水1028

を 「二川ダム管理事務所
有田中央高等学校清水分校

有田川町二川510の9
有田川町清水1028

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第17号

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

警察官の特地勤務手当に関する規則

第1条中「警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）」を「警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）」に、「第21条及び第25条」を「第14条の2及び第27条」に、「条例第2条に規定する職員（以下「職員」という。）」を「警察官」に改める。

第2条の見出しを「（支給対象警察官）」に改め、同条中「第21条第1項」を「第14条の2第1項」に、「指定する」を「定める」に、「職員」を「警察官」に改める。

第3条中「職員に」を「警察官に」に改める。

第5条を次のように改める。

（特地勤務手当の支給）

第5条 特地勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第6条中「職員」を「警察官」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1のウの表2級の項中「診療部長若しくは医長」を「医長」に改め、同表3級の項中「副院長」を「副院長若しくは診療部長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成13年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第10条中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第21号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第10条第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

第10条の5第1項第3号及び第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第11条中「とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する残日数に1日未満の端数がある場合は、当該1日未満の端数についても当該年の翌年に繰り越すことができる。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第12条第2項を削り、同条第3項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号イ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）」を削り、同項第4号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第14条第4項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号中「8時間を」を「7時間45分を」に、「8時間とし、1時間未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の部中「、事務局次長、参事」を「事務局次長」に改め、同表知事部局の部本庁の款中「広報監 知事室次長」を「知事室次長」に、「IT統括監」を「国体推進監 政策統括監」に、「旅券事務長」を「総括監察査察員 旅券事務長」に改め、「（人材育成班を除く。）」を削り、同部地方機関の款振興局の項中「局長 室長 部長 副室長」を「局長 部長」に、「国道橋本建設事務所長 国道橋本建設事務所次長」を「国道橋本建設事務所長」に改め、同款世界遺産センターの項の次に次のように加える。

ふるさと定住センター	所長
------------	----

別表知事部局の部地方機関の款動物愛護センターの項の次に次のように加える。

子ども・女性・障害者相談センター	所長 次長
------------------	-------

別表知事部局の部地方機関の款女性相談所の項及び子ども・障害者相談センターの項を削り、同款中

就農支援センター	所長
ふるさと定住センター	所長

を

就農支援センター	所長
----------	----

に改め、同表教育委員会の部本庁の款

中「、県立学校課及び小中学校課」を「及び学校人事課」に改め、同部地方機関の款教育センター学びの丘の項中「、副所長 教育相談室長」を「副所長」に改め、同款体育館の項及び武道館の項を削り、同款図書館の項中「館長 副館長 紀南図書館長」を「副館長 紀南図書館長 主幹 (人事、労務について館長を補佐する者に限る。)」に改め、同款近代美術館の項、博物館の項及び紀伊風土記の丘の項中「館長 副館長」を「副館長」に改め、同款自然博物館の項中「館長 副館長」を「副館長 専門員 (人事、労務について館長を補佐する者に限る。)」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の連帯保証人及び保証人のうち保証人については、教育長がやむを得ない事情によりこれを立てることができないと認めるときは、別に定めるところによるものとする。

第5条の第2第1項中「連帯保証人及び保証人」の次に「（第4条第2項の規定の適用を受ける場合は、保証人を除く。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第423号

和歌山県統計調査条例施行規則（平成21年和歌山県規則第21号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成21年4月1日限り廃止する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 昭和28年和歌山県告示第154号（和歌山県小売物価統計調査の指定）
- 2 昭和29年和歌山県告示第211号（統計調査条例の規定による身分証票の様式）
- 3 昭和32年和歌山県告示第168号（統計調査の指定）
- 4 昭和32年和歌山県告示第199号（統計調査の指定）
- 5 昭和41年和歌山県告示第596号（知事が指定する統計調査の指定）
- 6 昭和41年和歌山県告示第597号（和歌山県県民所得推計調査規程）
- 7 昭和42年和歌山県告示第156号（和歌山県統計調査条例に基づく指定）
- 8 昭和42年和歌山県告示第171号（和歌山県統計調査条例に基づく指定）
- 9 昭和42年和歌山県告示第172号（和歌山県人口調査の実施）
- 10 昭和54年和歌山県告示第184号（和歌山県統計調査条例による統計調査の指定）
- 11 昭和54年和歌山県告示第185号（和歌山県物資流通調査規程）
- 12 昭和58年和歌山県告示第396号（和歌山県統計調査条例第2条の規定による知事が指定する統計調査を指定）
- 13 昭和58年和歌山県告示第764号（統計調査の指定）
- 14 昭和58年和歌山県告示第766号（統計調査の指定）
- 15 昭和58年和歌山県告示第767号（和歌山県輸出関連実態調査の実施）
- 16 昭和58年和歌山県告示第903号（統計調査の指定）
- 17 昭和58年和歌山県告示第990号（統計調査の指定）
- 18 昭和59年和歌山県告示第87号（統計調査の指定）
- 19 昭和59年和歌山県告示第489号（統計調査の指定）
- 20 昭和61年和歌山県告示第721号（統計調査の指定）
- 21 平成11年和歌山県告示第632号（統計調査の指定）
- 22 平成11年和歌山県告示第960号（統計調査の指定）
- 23 平成17年和歌山県告示第1125号（統計調査の指定）

和歌山県告示第424号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第12号ア及びウの規定により、平成12年和歌山県告示第305号（家畜伝染病予防法の施行に関する事務手数料）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項中「みつばち 1件につき
50円」を「みつばち 1件につき 60
円」に改め、第2項中「豚コレラ及び豚丹毒予防注射
1件につき 200円」を「豚コレラ及び豚丹毒予防注射
1件につ
き 220円」に、「豚流行性脳炎予防注射 1件につ
き 300円」を「豚流行性脳炎予防注射 1件につき

330円」に改める。

和歌山県告示第425号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第7号の規定により、平成12年和歌山県告示第306号（家畜人工授精等手数料）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2項第4号を次のように改める。

(4) 受精卵分譲手数料

受精卵の種類	単位	凍結精液のランク	受精卵分譲手数料 (円)	性判別受精卵分譲手数料 (円)	摘要
乳牛受精卵	1 個		9,200	18,400	受精卵分譲手数料は1個につきとする。
和牛受精卵A	1 個	3,000円～ 5,000円未満	10,120	18,400	同上
和牛受精卵B	1 個	5,000円～10,000円未満	10,620	18,900	同上
和牛受精卵C	1 個	10,000円～20,000円未満	11,870	20,150	同上
和牛受精卵D	1 個	20,000円～30,000円未満	14,370	22,650	同上
和牛受精卵E	1 個	30,000円～40,000円未満	16,870	25,150	同上
和牛受精卵F	1 個	40,000円～50,000円未満	19,370	27,650	同上
和牛受精卵G	1 個	50,000円以上	21,870	30,150	同上

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程（昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別紙第25号中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改め、別紙第48号及び第49号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、別紙第50号及び第51号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、別紙第52号及び第53号中

「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、別紙第54号中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別紙第48号から第53号までの改正規定は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第4号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山

県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 1 条関係)
職員格付表 (警察官を除く。)

部局等		職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	主査又は主査相当職
知事	本 庁	理 事	知事室次長	課 長	室 長	主 査	主 査
		危機管理監	局 長	室 長	副 課 長	医 師	
		監察査察監	参 事	副 課 長	副 室 長	検 査 員	
		知事室長	室 長	副 室 長	総括課長補佐	船 長	
		部 長	国体推進監	総括審議員	課 長 補 佐	機 関 長	
		参 事	政策統括監	総括監察査察員	政 策 審 議 員	主 査 航 海 士	
		技 監	生活安全監	主 幹	監 察 査 察 員	主 査 機 関 士	
		会計管理者	食品安全監	企 画 員	改 革 推 進 員		
			労働政策監	旅券事務長	国 体 推 進 員		
				国体推進員	植樹祭推進員		
				植樹祭推進員	班 長		
				分 室 長	調 査 員		
				総括検査員	主 任		
					分 室 長		
					検 査 員		
					船 長		
					機 関 長		
					主任航海士		
					主任機関士		
地方機関	共 通			企 画 員	主 任	主 査	主 査
				総括専門員	主任 研究員	主 査 研 究 員	
				総括研究員	専 門 技 術 員	教 務 主 任	
				主 幹	教 務 主 任		
				教 授			
	振 興 局	局 長	局 長	部 長	課 長		
			参 事	副 部 長	旅 券 駐 在 員		

			副 参 事 支 所 長 支 所 次 長 環 境 指 導 員 海 南 工 事 事 務 所 長 海 南 工 事 事 務 所 次 長 紀 の 川 流 域 下 水 道 事 務 所 長 紀 の 川 流 域 下 水 道 事 務 所 次 長 京 奈 和 高 速 事 務 所 長 京 奈 和 高 速 事 務 所 次 長 国 道 橋 本 建 設 事 務 所 長 切 目 川 ダ ム 建 設 事 務 所 長 近 畿 自 動 車 道 紀 南 高 速 事 務 所 長 近 畿 自 動 車 道 紀 南 高 速 事 務 所 次 長 ダ ム 管 理 事 務 所 長	調 査 員 会 計 専 門 員 会 計 駐 在 員 環 境 指 導 員 入 札 契 約 統 括 員 出 張 所 長 紀 の 川 流 域 下 水 道 事 務 所 次 長 切 目 川 ダ ム 建 設 事 務 所 次 長 検 査 員	
東京事務所		所 長	次 長 企 業 誘 致 統 括 員	次 長 課 長 企 業 誘 致 統 括 員	
県税事務所		所 長	次 長	課 長	
消防学校			校 長 教 頭		
防災航空セ			所 長	次 長	

ンター					
文 書 館		館 長	次 長	課 長	
世界遺産センター			事 務 長	調 査 員	
ふるさと定住センター			所 長		
環境衛生研究センター		所 長	次 長 部 長	課 長 総括主任研究員 支 所 長	
鳥獣保護センター			所 長	課 長	
消費生活センター			所 長	支 所 長 次 長	
男女共生社会推進センター		所 長	次 長	課 長	
動物愛護センター			所 長	課 長	
子ども・女性・障害者相談センター		所 長	次 長	課 長	室 長
紀南児童相談所			所 長 分 室 長	次 長	
仙 溪 学 園			園 長 次 長	次 長 課 長	
女性保護施設なぐさホーム		所 長			
精神保健福祉センター			所 長		
保 健 所			所 長 支 所 長 次 長 支 所 次 長	課 長	
高等看護学院		学 院 長	副 学 院 長	事 務 長 代 理	主 査 専 任 教 員

			事務長 教務主幹		
なぎ看護学校			学校長 副学校長		主査専任教員
こころの医療センター		院長 事務局長	副院长 事務局次長 部長	部長 課長 医長 科長 老人性痴呆疾患センター長 薬局長 技師長 看護副部長 看護師長 主任看護師 室長	医長 科長 看護師長 副看護師長 主査看護師
難病・子ども保健相談支援センター			所長		
公営競技事務所			所長 次長	課長	
工業用水道管理センター			所長	課長	
産業技術専門学院		学院長	学院長 副学院長	課長 部長	
工業技術センター		所長	副所長 部長	部長 課長 特別研究員	
農林水産総合技術センター		所長	所長 場長 副場長 次長	課長 部長 副場長 副所長	主査航海士 主査機関士

				部 長	船 長 機 関 長	
	農業大学校			校 長 副 校 長	部 長 課 長	
	農作物病害 虫防除所			所 長		
	家畜保健衛 生所			所 長	次 長 課 長 支 所 長	
	就農支援セ ンター			所 長	次 長	
	南紀白浜空 港管理事務 所			所 長 次 長	次 長 課 長	
	和歌山下津 港湾事務所			所 長 次 長	課 長	
県	議 会	事 務 局 長	事 務 局 次 長	課 長 副 課 長 総括調査員	副 課 長 調 査 員 課 長 補 佐 班 長 主 任	主 査
教育委員会	本 庁		局 長 参 事	課 長 室 長 副 課 長 副 室 長 主 幹 教育企画員 総括人事主 事 専 門 員	室 長 副 課 長 副 室 長 総括課長補佐 課 長 補 佐 室 長 補 佐 班 長 主 任 分 室 長 専 門 員 人 事 主 事	係 長 主 査 人 事 主 事 教育相談主事 スポーツ主査 指 導 栄 養 士

					教育企画員 スポーツ主任	
地方機関	教育センター 学びの丘		所 長	副 所 長 主 幹	専 門 員 課 長 教育相談室長 総括指導主事 主 任 教育相談主事	主 査 教育相談主事
	体 育 館				主 任 スポーツ主任	主 査 スポーツ主査
	武 道 館					スポーツ主査
	図 書 館			副 館 長 紀南図書館 長 主 幹 総括司書 センター長	課 長 主 任 調 査 員 主 任 司 書 専 門 員	課 長 主 査 主 査 司 書
	近代美術館		副 館 長	主 幹	専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
	博 物 館		副 館 長	副 館 長 主 幹	専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
	紀伊風土記 の丘		副 館 長		専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
	自然博物館			副 館 長 主 幹	専 門 員 課 長	課 長 主 査

				専 門 員	主 任 主任学芸員	主 查 学 芸 員
		県 立 学 校		事 務 長	事 務 長 事 務 長 補 佐 主 任	事 務 長 補 佐 主 查 主 查 栄 養 士
警 察	本 部		参 事 官	課 長 所 長 監 察 官 室 長 場 長 次 席 副 所 長 セ ン タ ー 長 隊 長 管 理 官 交 通 管 制 官 総 括 研 究 員 首 席 師 範 事 故 統 計 官	次 席 副 所 長 セ ン タ ー 長 調 査 官 課 長 補 佐 校 長 補 佐 主 任 研 究 員 師 範	係 長 教 官 専 門 研 究 員
	地 方 機 関	警 察 署		会 計 官	課 長 調 査 官	係 長
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁			事 務 局 長 事 務 局 次 長	事 務 局 次 長 班 長	
	地 方 機 関	分 局		分 局 長	分 局 長 代 理	
	監 査 委 員	事 務 局 長		課 長 副 課 長 総 括 調 査 員	調 査 員 課 長 補 佐 班 長	主 查
	人 事 委 員 会	事 務 局 長		課 長	副 課 長	係 長

				主 任	主 査
労働委員会	事務局長		課 長	副 課 長 主 任	主 査
海区漁業調整委員会				事 務 局 長 支 所 長 主 任	
市町村立小中学校				事 務 主 任	主 査 主査栄養士

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第19号

税務課

税務課に勤務する職員のうち特定の業務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

税務課に勤務する職員のうち特定の業務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

税務課に勤務する職員のうち特定の業務に従事するものの勤務時間等に関する規程(平成18年和歌山県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「午後零時45分」を「午後1時」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第20号

庁中一般

和歌山県統計事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県統計事務取扱規程を廃止する訓令

和歌山県統計事務取扱規程(昭和29年和歌山県訓令第74号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第21号

庁中一般
各地方機関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程(昭和62年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「IT統括監」を「政策統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。